

<b>報告事項</b>
-------------

- 令和6年7月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会2件、警察5件
- 令和6年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会3件、警察23件

### 1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	0	0	1	0	0	0	2						3
	前年比	-2	-1	-1	±0	-1	-1	+1						-5
警察	件数	1	1	3	1	8	4	5						23
	前年比	±0	-2	-4	-2	±0	+2	-1						-7

### 2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会					警察				
	7月		累計			7月		累計		
	受理	処理	受理	処理	調査中	受理	処理	受理	処理	調査中
遺失・拾得届										
窓口・電話対応								1	1	
各種保護										
職務質問・検問										
110番対応・臨場										
各種相談	2		2		2	1		2	1	1
少年補導										
被害届等								1	1	
告訴・告発										
捜査(逮捕、取調等)				2 (2)		2	2	10	10 (3)	3
交通指導取締り		1	1	1			1	1	1	
交通事故処理										
その他				1 (1)		2	1	8	4	4
合計	2	1	3	4 (3)	2	5	4	23	18 (3)	8

(注) 処理欄の ( ) 内の数字は、前年までの受理分で内数

### 3 主な感謝事例

- 地域警察官による巡回連絡時の困りごと相談、現場対応、安否確認 6件

報告事項

「公益財団法人 香川県暴力追放運動推進センター」の令和5年度事業結果及び令和6年度事業計画について報告する。

1 公益財団法人 香川県暴力追放運動推進センターの目的

公益財団法人 香川県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）は、暴力団員等による不当な行為の防止及び被害の救済のための活動を推進することにより、暴力のない安全で平穏な社会の実現に寄与することを目的とする。

2 令和5年度事業結果

(1) 広報啓発事業

ア 広報啓発事業実施状況

- (ア) センターの相談窓口等の周知
- (イ) 各種講習の実施と資料の配布、暴排ビデオの視聴
- (ウ) 暴力追放ポスター、広報紙、刊行物の配布

イ 暴力追放標語県内優秀作品の展示

ウ 表彰関係

- (ア) 警察庁長官、全国暴迫センター会長表彰
- (イ) 四国ブロック暴迫センター連絡協議会会長、中国・四国管区警察局長表彰
- (ウ) 香川県暴迫センター会長、香川県警察本部長表彰
- (エ) 暴迫標語表彰

エ ホームページでの広報、暴排ビデオの貸出及び図書の斡旋

オ 暴力団排除・不当要求対策～暴排講演・講習実施状況

- (ア) 行政機関等に対する暴排講演・講習（14回 506人）
- (イ) 事業所等に対する暴排講演・講習等（49回 2,080人）

カ 暴力団排除推進旬間開始式キャンペーンの実施

(2) 相談・助言（支援）事業

ア 講演会・研修会等における相談・助言（支援）事業の実施

イ 暴力追放相談の受理と助言解決活動状況

(ア) 相談・助言受理件数の推移

年度	R3	R4	R5
面接	468	449	489
電話	119	118	98
文書	33	27	25
合計	620	594	612

- (イ) 相談を端緒とした県警察に対する支援要請、事件検挙、中止命令等
- (ウ) 民暴弁護士無料相談等

ウ 民事介入暴力出張相談所の開設

エ 暴力団離脱・社会復帰支援対策

- (ア) 高松刑務所入所者に対する離脱に向けた面接指導の実施（1回、1人）
- (イ) 暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定の運用
- (ウ) 離脱者就労協力企業の拡充（令和5年度末 16社）

- (エ) 口座開設支援（3人）
- (オ) 生活に困窮する暴力団離脱者に対する一時金支給（1件）
- (カ) 暴力団離脱者の住民基本台帳事務における支援措置（1件）
- オ 少年に対する暴力団の影響排除と相談受理時の指導・助言

(3) 講習、研修事業

ア 不当要求防止責任者講習実施状況

年度	R3	R4	R5
実施回数	17回	22回	24回
受講者	697人	873人	921人

イ 暴力追放モニター及び暴力追放相談委員等の合同研修会

(4) 助成、貸付事業

ア 被害者に対する見舞金の支給

イ 民事訴訟支援状況

年度	R3	R4	R5
訴訟数	0	0	0
勝訴（和解）	0	0	0

ウ 地域・職域の暴力追放組織に対する暴力団追放活動助成金支給

(5) 調査、資料収集事業

ア 暴力団等の排除、被害予防に資するための調査と資料収集

イ 暴力追放モニターを運用しての調査と資料収集

(6) 公益事業実施のための財源に係る賛助会員入会・退会状況

区分	加入	退会	R5年度末現在
企業	2	2	469(前年比±0)
個人	1	1	50(前年比±0)
計	3	3	519(前年比±0)

(7) 理事会、評議員会等の開催

3 令和6年度事業計画

前年度と同様の取組を実施予定

4 収支報告・予算

(1) 収入（経常収益計） (単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	30,141,055	29,487,616	28,291,563
決算	29,165,147	28,759,710	

(2) 支出（経常費用計） (単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	32,119,557	31,157,364	32,909,120
決算	31,990,733	30,371,384	

報告事項

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施する。

1 期間

令和6年9月21日（土）から同月30日（月）までの10日間

2 実施主体

香川県交通安全県民会議及び市町交通安全対策協議会

3 スローガン

「歩行者優先 守るけん かがわ県」

4 運動重点

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
  - (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
  - (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
  - (4) 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
  - (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ※ (1)～(3)は全国重点、(4)、(5)は地域重点

5 交通指導取締りの重点

- (1) 生活道路等を中心とした歩行者の保護に資する指導取締り
- (2) 薄暮時から夜間・早朝における指導取締り
- (3) 飲酒運転の根絶に向けた効果的な取締り
- (4) 自転車その他小型モビリティ利用者の交通ルール遵守に向けた指導取締り
- (5) シートベルト等着用義務違反の取締り

6 関連行事

- (1) 9/20 令和6年秋の全国交通安全運動出発式 [県民会議]
- (2) 9/24 高校生と協働した交通事故抑止キャンペーン [高松東警察署]
- (3) 9/24 騎馬警察官（乗馬した一日警察官）による交通安全キャンペーン [高松西警察署]
- (4) 9/25 高速道路サービスエリアにおける交通安全キャンペーン [高速道路交通警察隊]
- (5) 9/30 反射材着用啓発街頭大キャンペーン（県下一斉） [県民会議]